

# 業務仕様書

## (防火対象物定期点検業務)

京都府立医科大学附属病院における防火対象物定期点検業務に係る仕様は、次のとおりとする。

### 1 一般的事項

- (1) 本業務は、消防法第8条の2の2（防火対象物の点検及び報告）に規定する防火対象物点検を目的としており、本仕様書に明記されていない事項であっても上記目的達成に必要な細部の事項については、甲の指定した職員と協議の上、実施すること。
- (2) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的な事項については、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとする。
- (3) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ打ち合わせを行い、甲の業務等に支障ないよう留意すること。

### 2 点検業務

#### (1) 点検業務の対象施設

棟名	構造	階数	面積 (㎡)
中央診療棟・A病棟	SRC	地上8階	15,688
E病棟	SRC	地上6階	3,707
B病棟	SRC	地上8階	12,323
C・D病棟	SRC	地上8階	25,361
北病棟 (25号病棟)	RC	地上2階	2,264
臨床講義棟	SRC	地上2階	1,851
外来診療棟	SRC	地上8階	35,753
管理棟 (旧学生部棟)	SRC	地上5階	2,594
合計			99,541

#### (2) 点検内容

消防法及び同法施行規則第4条の2の6に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施すること。

#### (3) 点検実施期間

契約締結日～平成30年3月31日

### 3 報告書の提出

消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）により、正副2部を製本し、甲の指定する職員に業務完了後遅滞なく提出すること。

### 4 その他

- (1) 事故等の緊急事態が発生したときは、甲の指定する職員に至急報告するとともに、直ちに適切な処置を講ずること。
- (2) 点検業務中に発見した不具合については、その都度、速やかに甲の指定する職員に連絡するとともに、報告書を提出すること。
- (3) その他本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

# 業務仕様書

## (防災管理定期点検業務)

京都府立医科大学及び附属病院における防災管理定期点検業務に係る仕様は、次のとおりとする。

### 1 一般的事項

- (1) 本業務は、消防法第36条第1項において準用する第8条の2の2（防災管理点検及び報告）に規定する防災管理点検を目的としており、本仕様書に明記されていない事項であっても上記目的達成に必要な細部の事項については、甲の指定した職員と協議の上、実施すること。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、具体的な事項については、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとする。
- (3) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ打ち合わせを行い、甲の業務等に支障ないよう留意すること。

### 2 点検業務

#### (1) 点検業務の対象施設

棟名	構造	階数	面積 (㎡)
中央診療棟・A病棟	SRC	地上8階	15,688
E病棟	SRC	地上6階	3,707
B病棟	SRC	地上8階	12,323
C・D病棟	SRC	地上8階	25,361
北病棟 (25号病棟)	RC	地上2階	2,264
臨床講義棟	SRC	地上2階	1,851
外来診療棟	SRC	地上8階	35,753
基礎医学学舎	SRC	地上8階	25,914
管理棟 (旧学生部棟)	SRC	地上5階	2,594
大学本部棟 (旧図書館棟)	RC	地上3階	1,914
合計			127,369

#### (2) 点検内容

消防法及び同法施行規則第51条の14に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施すること。

#### (3) 点検実施期間

契約締結日～平成30年3月31日

### 3 報告書の提出

消防法施行規則第51条の12第2項において準用する第4条の2の4第3項の規定による様式（防災管理点検結果報告書及び防災管理点検票等）により、正副2部を製本し、甲の指定する職員に業務完了後遅滞なく提出すること。

### 4 その他

- (1) 事故等の緊急事態が発生したときは、甲の指定する職員に至急報告するとともに、直ちに適切な処置を講ずること。
- (2) 点検業務中に発見した不具合については、その都度、速やかに甲の指定する職員に連絡するとともに、報告書を提出すること。
- (3) その他本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。